

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約業務名

寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 管理棟空調設備改修工事

2. 随意契約理由

本件は、川俣水みらいセンター管理棟内の本部執務室等の空調設備の定期点検により不具合が判明し、早期復旧の必要があることから改修工事を実施するものです。

今回確認された不具合により、庁舎内の温度調整ができないことから、暖房運転を開始する本年12月までに工事を完了する必要があります。

本件は上記のように急迫を要する案件であり、一般競争入札では公告の期間等を短縮しても、所期の目的を達成することが困難な状況であります。

本件の早急な実施については、管理棟及び空調設備の現状、詳細を熟知しているとともに必要な資器材の迅速な調達、労務提供が不可欠であります。

以上のことを勘案した結果、現在川俣水みらいセンターの運転管理業務を受託し、管理棟及び空調設備の点検を実施しているとともに過去に同設備の緊急補修等の実績を有している東洋メンテナンス株式会社が最適であるとの結論に至りました。

以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により、東洋メンテナンス株式会社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「施設の修繕等で緊急に行わないと著しく支障をきたすこととなるもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。